

会員、関係者の皆様へ

青森県農業信用基金協会  
会長理事 高谷 清孝

### 弁済能力比率の修正について

当協会のホームページにおける事業概況のなかで、事業実績等の概況として、弁済能力比率（保証債務の弁済能力の充実の状況を示す比率の状況）を掲載しておりますが、今般、算出過程に誤りが判明したことから、以下の正誤表のとおり修正いたしましたので、お知らせいたします。

なお、修正後の当該比率につきましては、法令ならびに当協会の自主基準を上回っており、経営の健全性を損なうものではありません。

今後は、検証態勢を強化のうえ、適正に当該比率を算出してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【正】

（単位：千円）

区 分	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
保証債務の弁済に充てることが可能な額（A）	4,161,001	4,195,264	4,233,561
債務保証に係る区分された資金ごとの実質保証債務額に 当該区分された資金の償還事故率を乗じて得た額の合計額（B）	151,319	139,464	127,119
弁済能力比率（A） / （B） × 100 （注2）	2,749.81%	3,008.12%	3,330.39%

#### 【誤】

（単位：千円）

区 分	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
保証債務の弁済に充てることが可能な額（A）	4,161,001	4,195,264	4,233,561
債務保証に係る区分された資金ごとの実質保証債務額に 当該区分された資金の償還事故率を乗じて得た額の合計額（B）	145,306	134,705	122,975
弁済能力比率（A） / （B） × 100 （注2）	2,863.61%	3,114.39%	3,442.61%

（注1） 弁済能力比率とは、農業信用基金協会の経営の健全性を判断するため、農業信用保証保険法第8条の2の規定に基づき主務大臣（農林水産大臣及び金融庁長官）が定める農業信用基金協会が保証をした金額の総額に照らしその保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準で、200%以上であることとされています。

なお、当協会では、自主基準（令和5年6月2日改定）により当該比率は1,500%を下回らないこととしています。

（注2） 弁済能力比率は、小数点以下第3位を切り捨ての上、小数点以下第2位まで表示しています。